

# 働きながら安心して 妊娠・出産を迎えるために

仕事を続けながら妊娠・出産・育児をむかえる  
男女とも仕事と育児を両立できるように、  
妊娠・出産・育児について法律で定められてい  
ることなどをご紹介します。

(厚生労働省資料より抜粋)

社会医療法人慶明会

本部室

令和6年度作成

# 1. 妊娠が分かったら

## 事業所への報告

妊娠が分かったら、出産予定日や休業の予定を早めに事業所へ申し出ましょう。

## 健康診査を受けるための時間の申請

妊娠したら、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。勤務時間の中で健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、事業所に申請すれば、時間を確保することができます。(無給)

妊娠 23 週まで	妊娠 24 週から 35 週まで	妊娠 36 週以後出産まで
4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回

## 主治医の指導を受けるための措置

健康診査等を受け、主治医から勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、事業所に申し出て措置を講じてもらいましょう。(無給)

# 2. 妊娠中の職場での過ごし方

## 妊婦の軽易業務転換

現在の担当業務が妊娠中に負担となる場合は、申請すれば、他の軽易な業務に転換することができます。

## 妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限

妊産婦が請求すれば、時間外労働、休日労働又は深夜業をする必要はありません。

# 3. 産前・産後休業を取るときは

## 産前休業

出産予定日の 6 週間前(双子以上の場合は 14 週間前)から、請求すれば取得できます。(無給)

## 産後休業

出産の翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業することができます。(無給)

## 4. 働くママ(パパ)の育児について

### 育児休業

1歳未満の子ども1人につき原則として2回まで取得が可能です。保育園に入所できないなどの事情があれば、最長2年まで延長可能です。

### 産後パパ育休

子供が生まれてから8週間以内に4週間の休業できる制度です。2回に分割して取得することが可能です。産後パパ育休期間中は一定の条件のもとで就業が可能です。

### パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業を取得する場合、子どもが1歳2か月に達する日までの間で1年間休業が可能です。

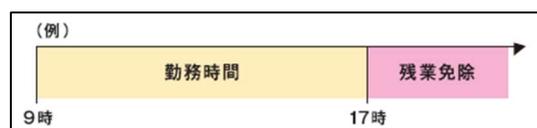


### 子の看護休暇

小学校入学前の子どもがいる労働者が対象です。子どもが1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで、1日または時間単位で取得が可能です。(無給)

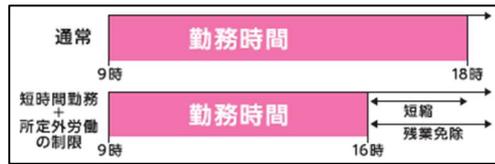
### 所定外労働の制限

残業を免除する制度です。3歳未満の子どもがいる労働者が利用可能です。



## 短時間勤務制度

3歳未満の子どもがいる労働者が利用可能です。就業規則に定められている1日の勤務時間を短縮可能です。(賃金の変更あり)



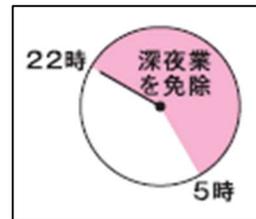
## 時間外労働の制限

1か月で24時間、1年で150時間を超える時間外労働を制限します。小学校入学前の子どもがいる労働者が利用可能です。

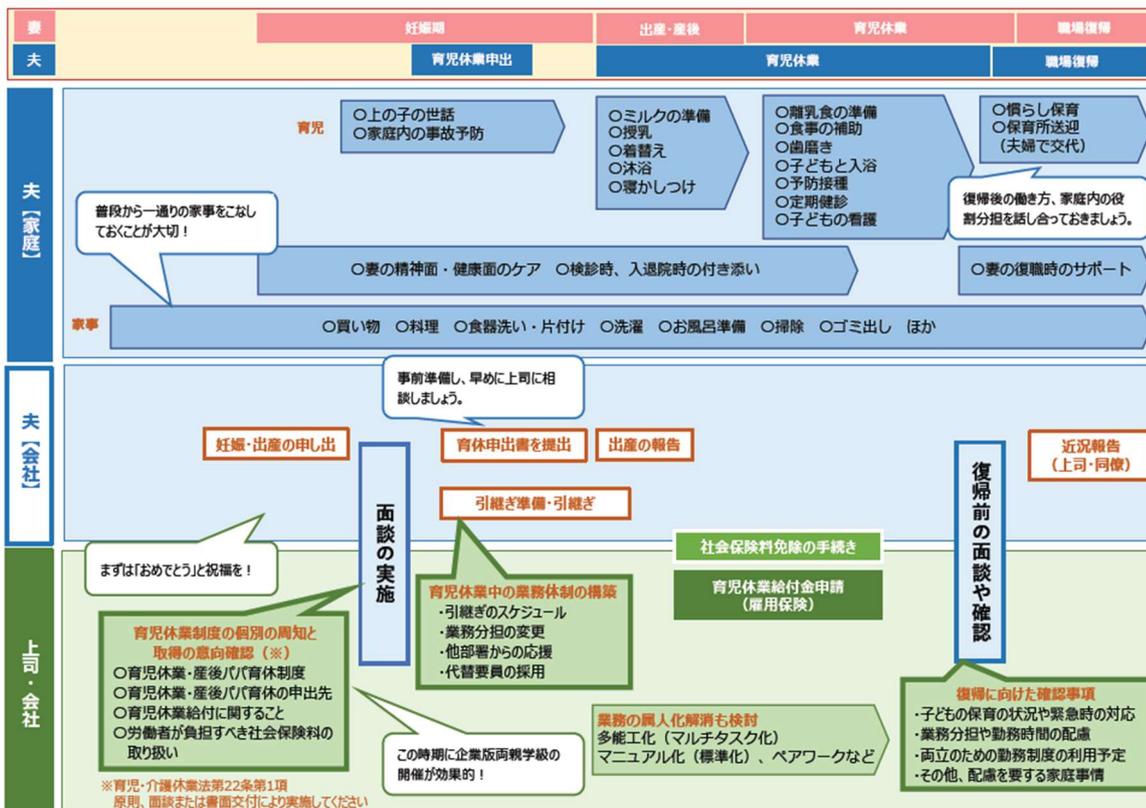


## 深夜業の制限

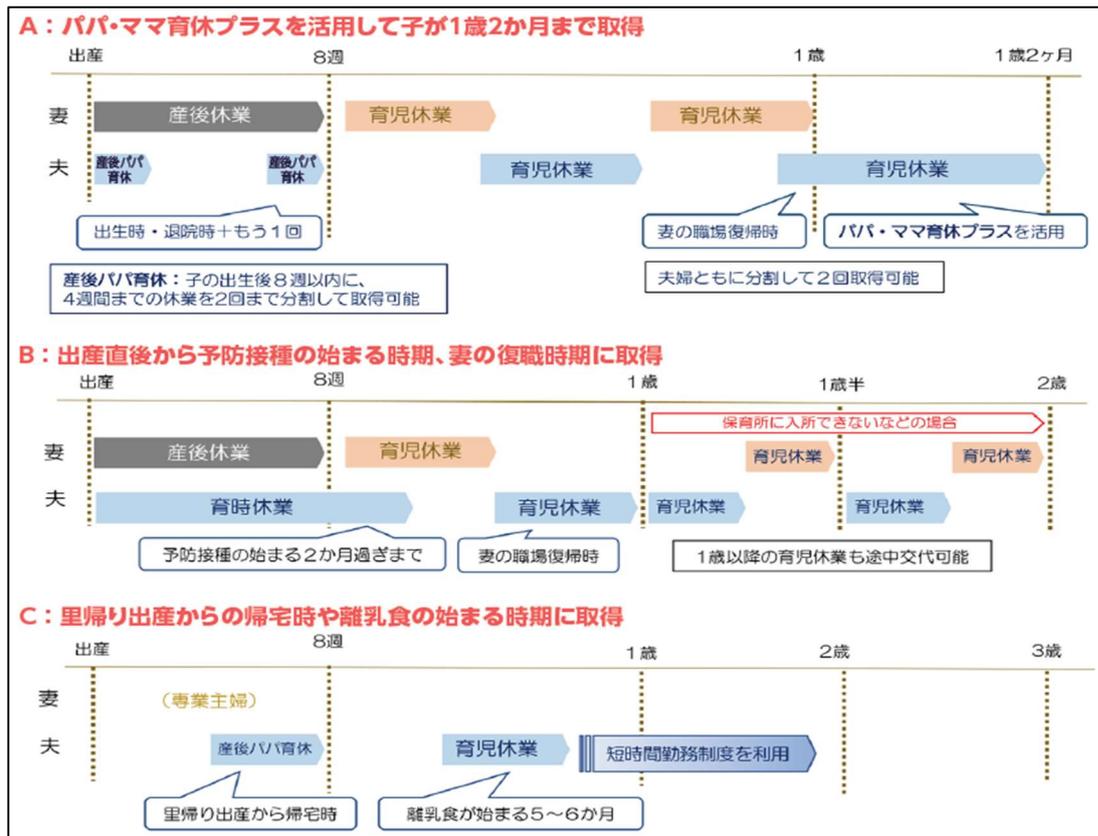
午後10時から午前5時までの労働を免除されます。小学校入学前の子どもがいる労働者が利用可能です。



## 育児休業取得スケジュール(父親の例)



## 育児休業取得のパターン



## 育児休業給付金制度と社会保険料の免除

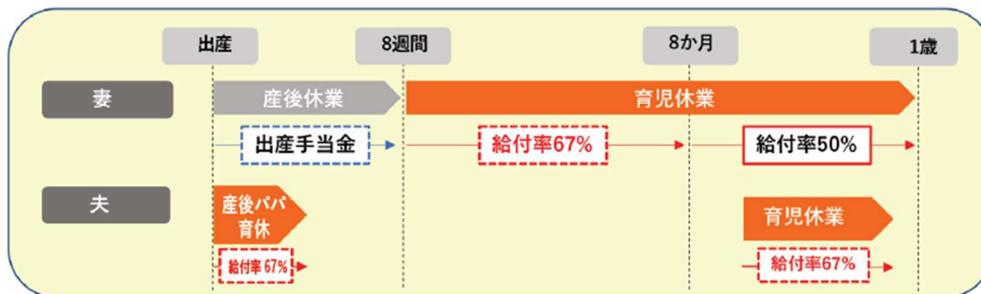
### 育児休業中も収入あり：育児休業給付金（雇用保険から支給）

はじめの6ヶ月(180日間)は給与の67%、それ以降は50%給付

給付金は所得税、社会保険料、雇用保険料が免除

手取り金額は休業前の約8割！ 会社負担の社会保険料も免除

夫婦で育児休業を取得した以下の場合…夫婦それぞれに支給されます。



産後パパ育休・育児休業ともに育児休業給付金が受給できます！

#### 【支給要件】

- 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上。
- 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）\* 以下。

※ 28日間の休業を取得した場合の日数・時間。28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなる。

(例) 14日間の休業 → 就業日数は最大5日(5日を超える場合は40時間)以下

10日間の休業 → 就業日数は最大4日(4日を超える場合は28時間) [10日×10/28=3.57(端数切り上げ)→4日]以下

# 育児休業中は社会保険料が免除されます

## 社会保険料の免除要件

給与

- ① その月の末日が育児休業期間中である場合  
または
- ② 同一月内で育児休業を取得(開始・終了)し、その日数が**14日以上**の場合



賞与

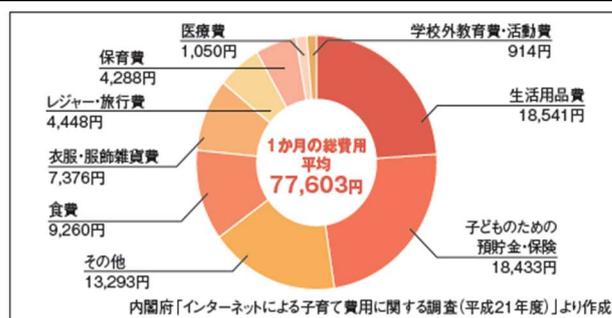
賞与月(6月)の末日を含んだ連続して**1か月を超える**育児休業を取得した場合



## 育児休業中の家計と出産・育児に関する経済的支援

### 育児休業中の家計を考えよう

- 出産直後(0歳)は、生活用品費として生活消耗品、子ども用生活用品・用具の支出が多い
- ➔ 0歳は、おむつやお手拭、石鹸などの生活消耗品や哺乳びん、おまる、ベビーカー、チャイルドシートなどの「子ども用生活用品・用具」の支出額も多い。



### 出産に関する経済的支援

#### 妊婦検診の公費負担

妊娠の届出を行うと、妊婦健診を公費負担により受診することができます。お住まいの市町村によって回数や内容が異なります。

#### 社会保険の保険料免除

産前・産後休業中の社会保険料が免除されます。手続きは、健康保険、厚生年金保険は会社が行い、国民年金保険は本人が市区町村に届出します。

#### 出産手当金

健康保険から、産前・産後休業中が無給の場合は、1日につき標準報酬月額のおよそ2/3に相当する額の出産手当金を受けることができます。

#### 出産育児一時金

健康保険から子ども一人につき原則42万円(令和5年4月からは50万円)が支給されます。

出産育児一時金の支給までの間、出産育児一時金の8割相当額を限度に資金を無利子で貸し付ける出産費貸付制度もあります。

### 子育てに関する経済的支援

#### 乳幼児等医療費の助成

医療保険制度における自己負担について、その費用の一部を各自治体が助成するものです。自治体によって所得制限や年齢の上限等が異なりますので、お住まいの自治体に問い合わせてください。

#### 児童手当金

0歳から中学校卒業まで(15歳の誕生日後の3月31日までの)児童を養育している方に支給されます。

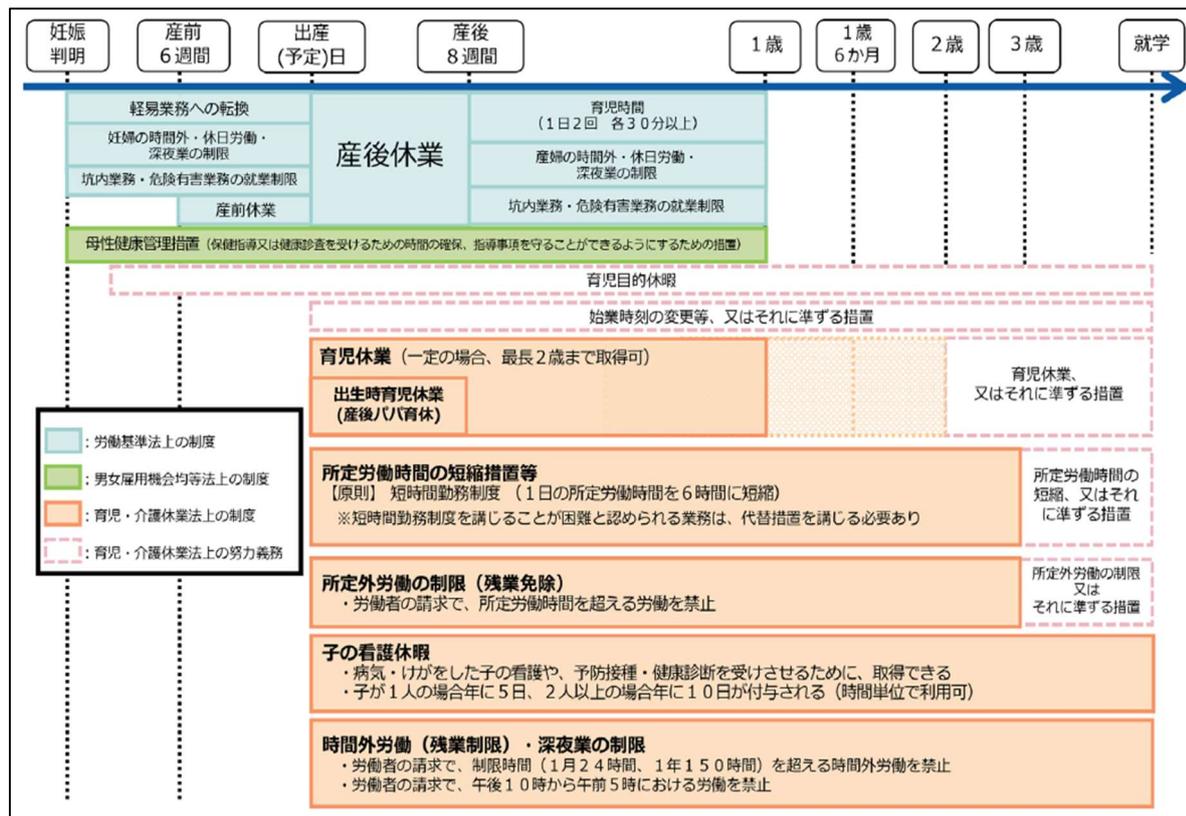
支給額は所得と児童の年齢によって異なります。子どもが生まれた日の翌日から15日以内にお住まいの市区町村に申請が必要です。

#### 自治体や企業による支援

出産や子育てに対して手当金を支給したり、ベビーシッター等の費用補助などを行っている地方自治体や企業もあります。

お住まいの自治体や会社の制度を確認してみましょう。

## 妊娠・出産・育児期の両立支援制度



## 仕事と育児を両立する職員の相談窓口

産休前、育休復帰前、復帰後で男女問わず、仕事と子育ての両立についての相談をお受けします。

相談の内容は・・・

両立支援制度、育児休業後の勤務、復帰時期、時短勤務など

両立についてのどんなことでも

お受けした相談は、各事業所の担当者にフィードバックいたします。

相談窓口

部署 社会医療法人 本部室

氏名 清武 充子・前田 雄貴

TEL (0985) 29-6465 (内線 535・672)

MAIL a-kiyotake@keimei.or.jp

MAIL y-maeda@keimei.or.jp

# 仕事と生活の両立応援宣言

## 宮崎県では、「仕事と生活の両立応援宣言」企業・事業所を募集しています

宮崎県では、少子・高齢化などに伴う労働力人口の減少に加え、若者の県外流出などにより、人手不足が進行しています。

企業には、年齢や性別等に関わらず、誰もがその能力を十分に発揮できるような、多様な働き方ができる職場づくりが求められています。

中でも、「仕事」と「仕事以外の生活」を両立できるような職場づくりは、従業員の満足度や仕事への意欲向上に繋がるほか、知識や技術、経験のある人材の離職を防ぎ、有能な人材の確保、定着などの効果が期待されます。

仕事と生活との両立を進めるためには、それぞれの企業等において「働き方」を見直し、自社に合った方法で取組を進めることが重要です。

まずは、はじめの第一歩として、「仕事と生活の両立応援宣言」をしてみましょう！



社会医療法人慶明会の各事業所は、県の「仕事と生活の両立応援宣言」の登録事業所です。

### 159.社会医療法人 慶明会 宮崎中央眼科病院

外部 社会医療法人慶明会 (外部サイトへリンク)

<代表者>理事長：大浦 福市 (所在地：宮崎市)  
<PR>

眼科の専門病院として約47年、県民の皆様の眼の健康を願って眼疾患を総合的に診療しています。特に、緑内障の早期発見・早期治療に力を入れ、県下の市町村及び企業様を廻り眼科健診を行なっております。治療面では、白内障治療はもとより、角膜・網膜硝子体、神経眼科、網膜色素変性症、小児眼科など、専門外来を定期的に行なっております。他にも、調節緊張訓練・ロービジョンケアにも力を入れております。

<宣言内容>

- 育児休業や子どもの看護休暇が安心して利用できる職場環境を構築します
- 小学校就学前の子どものいる職員は時間外労働を考慮します
- 3歳未満の子どものいる職員は、勤務時間・形態を変更することができるようにします
- 育児等で急な休みでも、休みやすい環境づくりを行なっています
- 子どもの学校行事等の希望を考慮した勤務シフト作成に努めます
- 長期休暇取得の促進に努めます
- 育児休業から復帰する職員については、職場復帰プログラムを実施します
- 育児休業中の代替要員の確保に努めます
- 出産や育児のために退職した職員の再雇用を行なっています

### 1612.社会医療法人慶明会 けいめい記念病院

外部 社会医療法人慶明会 けいめい記念病院 (外部サイトへリンク)

<代表者>理事長：大浦 福市 (所在地：国富町)  
<PR>

当院では、日々の治療はもちろんですが、予防、健康づくりにも力を注ぎ、地域の皆さまの健康生活を支援する「病気になるための病院」を目指しており、検診事業も積極的に進んでいます。

<宣言内容>

- 育児休業や子どもの看護休暇が安心して利用できる職場環境を構築します
- 小学校就学前の子どものいる職員は時間外労働を考慮します
- 3歳未満の子どものいる職員は、勤務時間・形態を変更できるようにします
- 育児等で急な休みでも、休みやすい環境づくりを継続します
- 子どもの学校行事等の希望を考慮した勤務シフト作成に努めます
- 長期休暇取得の促進に努めます
- 育児休業から復帰する職員については、本人の希望により夜勤免除・時短勤務を実施します
- 育児休業中の代替要員の確保に努めます
- 出産や育児のために退職した職員の再雇用を促進します

### 806.医療法人慶明会 おび中央病院

外部 おび中央病院 (外部サイトへリンク)

<代表者>理事長：大浦 福市 (所在地：日南市)  
<PR>

療養型病床は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、長期の療養を必要とする患者様に対し、医療・看護・介護及び機能訓練(リハビリテーション)などを受けていただく為の病床です。地域に密着した医療を心がけ、患者様が安心して、落ち着いて快適に療養していただけるよう努めています。

<宣言内容>

- 子どもを保育園に預けてお仕事する職員に保育手当を支給します
- 子どもを学童保育に預けてお仕事する職員に学童手当を支給します
- 有給休暇の時間単位での取得を奨励します
- 有給休暇の取得率アップを目指します
- 子どもをもつ職員の学校行事やPTA活動への積極的な参加を奨励します
- 子どもの病気で急な休みでも、休みやすい環境作りを行なっていきます
- 家族の介護での急な休みでも、休みやすい環境作りを行なっていきます
- 育児・介護休業制度を安心して利用できる職場環境を構築します
- 育児・休業取得者と定期的に情報交換して、休業・復職への不安を和らげます
- 職員の子どもの職場見学会実施に向けて取り組みます

### 1134.社会医療法人 慶明会 介護老人保健施設 おびの里

外部 社会医療法人慶明会介護老人保健施設おびの里 (外部サイトへリンク)

<代表者>大浦 福市 (所在地：日南市)  
<PR>

老健が目指すのは在宅支援です。そして、これからの老健の役割は、在宅復帰だけではなく、在宅復帰後の生活を支援していく事にあります。おびの里では、他職種協働により、積極的に在宅復帰を進めながら、退職後も通所リハビリテーションによるリハビリの提供で継続的に支援いたします。

<宣言内容>

- 子どもをもつ職員の学校行事やPTA活動への積極的な参加を奨励します
- 家族の病気で急な休みのときは他の職員をサポートします
- 育児休業取得者と定期的に情報交換するなど、休業・復職への不安を和らげます
- 出産や育児のために退職した職員の再雇用を積極的に取り組みます
- 子どもの出産時における育児休業の取得を促進します
- 年次有給休暇の時間単位での取得を奨励します
- 出産後も同じ条件で働けるようにします
- 子どもの病気で急な休みのときは、従業員で休みやすいように調整します
- アクセシビリティチェック
- 子どもを保育園に預けてお仕事するお母さんに保育手当を支給します
- 育児・介護休業制度等を安心して利用できる職場環境を構築します
- 能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを大切にします